

## 2. 事例の紹介

### 2-1. 特許請求の範囲の減縮の判断に関する事例

#### 『事例1』

##### 類型：下位概念化

審判番号：平成5年審判23959号

特許番号：特許第1275782号（特願昭53-14676、特開昭54-107527、特公昭59-53885）

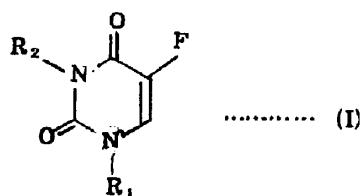
#### 訂正前の明細書

（発明の名称）

抗腫瘍剤組成物

（特許請求の範囲）

1 一般式



#### 訂正後の明細書

（発明の名称）

.....

（特許請求の範囲）

1. 1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシル及び該 1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシル 1 モルに対して 2.5 モル以上 10 モル以下のウラシルを含有することを特徴とする抗腫瘍剤。

（式中R<sub>1</sub>は水素原子、低級アルキル基、ブチル基、低級アルコキシカルボニル基、低級アルコキシメチル基、ベンゼンスルホニル基、テトラヒドロフリル基又はヘキシルカルバモイル基を示す。またR<sub>2</sub>は水素原子、又はテトラヒドロフリル基を示す）で表わされる化合物及び2,4-ジベンジル-5-フルオロ-ウラシルから成る5-フルオロウラシル類の少なくとも1種及び

該化合物1モルに対して2モルを超えて10モル以下のウラシルを含有することを特徴とする抗腫瘍剤。

2~6. 一般式 (I)の化合物をさらに限定

2. 削除
3. 削除
4. 削除
5. 削除
6. 削除

（発明の詳細な説明の抜粋）

一般式 (I)の化合物

5-フルオロウラシル類

実施例

（発明の詳細な説明の抜粋）

1 - (2 - テトラヒドロフリル) - 5 - フルオロウラシル  
実施例

5-フルオロウラシル類	5-フルオロウラシル類 1 モルに 対するウラシルの配合比	LD <sub>50</sub> mg/kg	ED <sub>50</sub> (mg/kg)	治療係数 LD <sub>50</sub> /ED <sub>50</sub>
化合物 1	0	.....	.....	.....
	2.5	.....	.....	.....
	10	.....	.....	.....
化合物 2	0	820	140	5.9
	2.5	446	20	22.3
	10	265	11	24.1
化合物 3	0	.....	.....	.....
	2.5	.....	.....	.....
	10	.....	.....	.....
化合物 12	0	.....	.....	.....
	2.5	.....	.....	.....
	10	.....	.....	.....

化合物 2 : 1-(2-テトラヒドロフリル)-5-フルオロウラシル

化合物 1、3~12 : その他の 5-フルオロウラシル類

1-(2-テトラヒドロフリル)-5- フルオロウラシル 1 モルに対す るウラシルの配合比	LD <sub>50</sub> mg/kg	ED <sub>50</sub> (mg/kg)	治療係数 LD <sub>50</sub> /ED <sub>50</sub>
0	820	140	5.9
2.5	446	20	22.3
10	265	11	24.1

## [ 結論 ]

特許請求の範囲の減縮となる。

## [ 説明 ]

特許後に見出された先行技術を回避すべく、一般式で記載された化合物を、該化合物に含まれる 1 つに限定した特許請求の範囲の減縮である。限定された化合物については、明細書中にマウスを用いた急性毒性試験および抗腫瘍試験の結果が開示してあり、また処方例も記載されていた。訂正で導入された数値限定は、実施例の配合比に基づくものと思われる。本件は訂正後の発明が独立して特許を受けることができるかどうかが訂正異議申立により争われた件であるが、独立特許要件以外の要件についての訂正を認めるか否かの争いは無い。